# 高すぎる国民健康保険料の引下げを! みんなで減免申請しましょう

#### 市から「保険料納付通知書」が6月中旬に届きます

\*所得の比較的少ない世帯のために2種類の国保料の減免制度がありま す。ひとつは、国の制度の「法定減免」で、申請しなくとも所得に応じ て均等割・平等割の7~2割が減額された通知書が届きます。 市の「申請減免制度」 で、申請により所得に応じて所得割 「法定減免」の通知を受けた世帯 の10~6割が減額されます。 でも「申請減免」でさらに所得割を減免することができます。 \*この8年間で、自営業の方、給与収入や年金収入の方々40人

が集団申請し、32人が10~6割の減免を受けることができま した。 しかし、この制度は市民に周知されていません。ご自分の世帯が 対象になるかどうか疑問の方も、ぜひ6月20日の学習会と6月

26日の集団申請に参加しましょう。

みなさん誘い合って、大勢で参加してください。

### 国保料減免·集団申請日

午後3時 0

藤沢市役所新館・7階ロビー

会場 学習会&書込み会 ふじさわ社保協会長 湘南民主商工会3階市

湘南民商共済会・ ふじさわ社会保障推進協議会 婦人部

主催

## 2017年版

企画•発行

ふじさわ社会保障推進協議会

医療保険改善委員会 • 湘南民商 〒251-0052藤沢市藤沢2-1-3

**5** 0466-26-2211

決算書 保険料がわかるものは、収入額と税金・社 控えと収支内訳 収入額と税金・社会

の国保料の納付書

えな

で受

0466 2 2514

☆連絡先

医療生協かながわ (中尾)

藤沢診療所